

## 土地利用条件

物件番号	土地の名称	土地利用条件
1	鶴見区 鶴見中央四丁目 土地	<p><b>(1) 募集用途</b> 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第二に基づき商業地域内に建築することができる建築物で、周辺環境と調和したものとします。 ただし、下記に掲げるものの用として建築物の全部又は一部を利用するものは除きます。</p> <p>ア 興行・集会を目的とする施設、旅館、ホテル、飲食の提供を伴う店舗その他これらに類するものの用 イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用 ウ 前記イに定めるもののほか、反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用 エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用</p> <p><b>(2) 附帯設置を要する施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防犯に供する施設</li> <li>・ 地域防災に供する施設</li> <li>・ 地球温暖化対策に供する施設</li> </ul> <p><b>(3) 市内事業者の活用</b> 設計、施工、管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用</p> <p>※ 敷地割りをすることは不可とします。</p>
2	中区 かもめ町土地	<p><b>(1) 募集用途</b> 臨港地区（工業港区）のうち次に指定する建築物（著しい交通障害、悪臭、騒音等が生じるものは不可）で、周辺環境と調和したものとします。</p> <p>ア 工場 （ア）原料又は製品の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はこれに関連する事業を営む工場並びにその附帯施設 （イ）上記工場に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設 （ウ）造船所及びその附帯施設 イ 研究開発施設 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究開発施設及びその附帯施設 ウ 流通業務施設 （ア）荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設 （イ）港湾を利用して行う貨物の運送の用に供するトラックターミナル及びその附帯施設</p> <p><b>(2) 附帯設置を要する施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災に供する施設</li> <li>・ 地球温暖化対策に供する施設</li> </ul> <p><b>(3) 市内事業者の活用</b> 設計、施工、管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用</p> <p>※ 敷地割りをすることは不可とします。</p>
3	青葉区 荏田西一丁目 土地	<p><b>(1) 募集用途</b> 戸建住宅（共同住宅、兼用住宅、寄宿舎は不可）で、周辺環境と調和したものとします。 なお、敷地面積の最低限度を 125 ㎡とします。</p> <p><b>(2) 附帯設置を要する施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災に供する施設</li> <li>・ 地球温暖化対策に供する施設</li> </ul> <p><b>(3) 市内事業者の活用</b> 設計、施工、管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用</p>